

# エキサイトモバイルサービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. エキサイト株式会社 (以下「当社」といいます。) は、エキサイトモバイルサービス契約約款 (以下「本約款」といいます。) を定め、これによりエキサイトモバイルサービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 当社が、本約款とは別に用意する本サービスを説明する諸規定は、本約款の一部を構成するものとします。
3. 本約款は、契約者 (第3条 (用語の定義) に定義します。) が、当社が提供する本サービスを利用する場合についての、一切の關係に適用されます。
4. ユーザーは、本サービスの利用に関する申込を完了した時点で、本約款に同意したものとみなされます。ユーザーは、本サービスを利用するにあたり、本約款が提示する提供条件を誠実に遵守するものとします。

### 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後の本サービスにかかる料金その他の提供条件は、当社が別途定める場合を除いて、当社が本サービスに関するウェブサイト上に変更等後の本約款を掲載した時点から効力が生じるものとします。
2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、その内容について当社所定の方法により通知します。
3. 前二項に定める本約款の変更の効力は、当社が通知を行った時点から生じるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
エキサイトサービス	当社サービスの総称です。
本サービス契約	本サービスの利用に関する契約を意味します。
ユーザー	本サービスを利用しようとする個人を意味します。
契約者	本約款の定めにより、本サービスへの申込を行い、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者を意味します。
利用者	契約者と、当社が定める三親等以内の關係にある者のう

	ち、契約者より当社に対して、本サービスを利用させる旨の申込がなされ、本サービスを利用する者を意味します。
エキサイト ID	当社が別途定める「エキサイト・サービス利用規約」（「エキサイト・サービス利用規約」はこちらをご参照ください。 <a href="https://info.excite.co.jp/top/agreement.html">https://info.excite.co.jp/top/agreement.html</a> ）に同意のうえ、所定の手続きにより、本サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。
エキサイトパスワード	当社が本サービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。
課金開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者に課金開始日として通知する日を意味します。
最低利用期間	当社が指定する本サービスの最低利用期間を意味します。
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行う本サービスの利用の申込を意味します。
ドコモ	株式会社 NTT ドコモを意味します。
SIM カード	契約者が本サービスを利用するにあたり、当社から契約者へ貸与される IC カードを意味します。
データ通信専用 SIM	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを意味します。
SMS 機能付き SIM	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内での送受信及び日本国外（別途ドコモが定める地域に限ります）への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを意味します。
音声通話機能付き SIM	インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを意味します。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを意味します。
IIJ	株式会社インターネットイニシアティブを意味します。

#### 第 4 条（本サービス）

1. 本サービスは、IIJ がドコモの提供する移動無線通信に係る通信網を利用して提供するデータ通信サービスを、当社が IIJ から提供を受けたうえで契約者に提供するサービスです。

2. 本サービスの初期費用、各プラン、オプションサービス等は、別紙（料金表）に定めるとおりとします。

#### 第5条（サービス提供エリア）

1. 本サービスのサービス提供エリア（以下「サービス提供エリア」といいます。）は、日本国内においてドコモが提供するLTEのサービスエリアのほかFOMAのサービスエリアとなります。

2. サービス提供エリア内であっても電波状況等によりご利用できない場合があります。また、ドコモにおける設備の変更や新設・撤去等により、サービス提供エリアが変更になる場合があります。

3. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことができないことによるいかなる損害賠償も請求することができません。

#### 第6条（通信速度）

当社が本サービスにおいて定める通信速度は、理論上の最高時のものであり、接続状況、ユーザーが保有する通信機器、ソフトウェア等の環境、その他の理由により変化するものであることを、ユーザーは予め承諾するものとします。なお、当社は、本サービスにおける通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について、いかなる保証も行わないものとします。

## 第2章 本サービス契約

#### 第7条（契約者）

契約者は、20歳以上の個人に限るものとします。

#### 第8条（契約の単位）

当社は、契約者毎に本サービス契約を締結するものとします。ただし、契約者は、第16条第5項の定めに従い、当社に対して利用者の生年月日を届け出ることにより、利用者に本サービスを利用させることができるものとします。なお、この場合、契約者は、利用者に対して、本約款の各条項を遵守させるものとし、利用者の行為につき一切の責任を負うものとします。

#### 第9条（権利の譲渡制限）

1. 契約者は、前条に定める場合を除き、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を含む本サービス契約上の契約者の権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡又は貸

与することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売する等、業として第三者に本サービスを利用させることはできません。

#### 第 10 条 (ID 及びパスワード)

1. 契約者は、エキサイト ID 及びエキサイトパスワード (以下、「ID 等」といいます。) の管理責任を負うものとします。

2. 当社は、契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。

3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。ただし、本約款で別の定めが規定されている場合はこの限りではありません。

4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者及び利用者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた本サービスの利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は第 31 条 (契約者の支払義務) に定める本サービスの料金 (以下「本サービスの料金」といいます。) を負担するほか、第 15 条 (商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為) に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。

6. 契約者は、エキサイト ID を変更することはできません。

7. 本条の定めの一部は、当社が事前に承認した場合、適用しないことがあります。

#### 第 11 条 (最低利用期間)

1. 音声通話機能付き SIM の最低利用期間は月額料金の課金開始日の翌月から 12 ヶ月間とします。音声通話機能付き SIM を除くサービスの最低利用期間はありません。

2. 契約者が前項に定める音声通話機能付き SIM の最低利用期間内に音声通話機能付き SIM の解約を行った場合は、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、別紙 (料金表) で定める解約事務手数料を一括して支払うものとします。

### 第 3 章 本サービスの利用

## 第 12 条（設備等）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての端末機器等を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態におくものとします。
2. 契約者は、端末機器等を電気通信事業法及び電波法その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。

## 第 13 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、自ら及び利用者が本サービスの利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負います。第 27 条（サービスの変更、追加又は廃止）に記載する当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 契約者及び利用者は、本約款に違反し、又は本サービスの利用に伴う故意若しくは過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。

## 第 14 条（SIM カードの貸与と管理）

1. 本サービスの利用に必要な SIM カードは、当社が契約者に有償にて貸与するものとします。なお、貸与にかかる手数料は別紙（料金表）に定めるものとします。
2. 当社は、送付先情報として指定された場所において SIM カードを引き渡します。
3. 契約者は、申込時に SIM カードサイズを指定するものとします。
4. 契約者は、SIM カードを善良な管理者の注意をもって使用・管理するものとします。
5. 契約者は、SIM カードが盗難された場合、紛失した場合、破損した場合、又は SIM カードの通常の利用ができない状態にある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者及び利用者による SIM カードの使用上の過誤又は第三者による SIM カードの不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 当社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなし、当該契約者は本サービスの料金を負担するほか、第 15 条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
7. SIM カードの盗難、紛失、故障又は破損等の場合、当社が定める方法により再発行することができるものとします。その場合、契約者は、別紙（料金表）で定める SIM 再発行手数料及び SIM カード発行手数料を支払うものとします。
8. 当社は、SIM カードの盗難、紛失、故障又は破損等に起因して生じた損害等について一切

の責任を負わないものとします。

9. 契約者はSIMカードの分解、損壊、その他通常の用途以外の使用をしないものとします。

10. 当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、契約者はSIMカードの貸与、譲渡その他の処分をしないものとします。

11. 契約者は、SIMカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないものとします。

12. SIMカードの配送、交換、返却時の回収等の業務は、当社からの依頼に基づき、IIJにて行うことを契約者は予め承諾します。

#### 第15条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）

1. 契約者は、本サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は利用者及び第三者に行わせてはならないものとします。

(1) 本サービスの利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、併せて「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で使用する行為

(2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(4) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉若しくは信用を毀損する行為

(5) 詐欺等の犯罪行為、犯罪行為をそそのかす、若しくは容易にする行為、又はそれらのおそれのある行為

(6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業該当する行為又はそのおそれのある行為

(7) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為

(8) 本サービスの利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為

(9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(11) 第三者が行った通信環境の設定（通信機器の無線ネットワークの設定等）を変更するようなプログラム若しくはソフトウェアを配置し、又は送信する行為（例：通信端末のAPN設定を変更するプログラム等を設置する行為）

(12) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メール若しくは嫌悪感を抱かせるおそ

れのある電子メールを送信する行為、第三者が拒絶しているにもかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、又は連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為

(13) 当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為（例：ポートスキャン、不正アクセス等）

(14) 当社の設備に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを利用する行為

(15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為

(16) 事業用に本サービスを利用している場合において、消費者契約法その他の消費者保護を目的とした法令に違反する行為

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(18) 前各号の他、法令、本約款若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、若しくは当社の財産権を侵害する行為、その他第三者若しくは当社に不利益を与える行為

(19) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデータ等へリンクを貼る行為

2. 契約者は、前項に定める行為の他、本サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

(1) 商業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行う行為

(2) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為

(3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為

## 第4章 申込及び承諾等

### 第16条（申込）

1. 本サービス利用の申込（以下、「申込」といいます。）は、当社が準備・運営するウェブサイトでのオンラインサインアップを利用した方法（以下、「オンラインサインアップによる申込」といいます。）で行うものとします。

2. 当社は、オンラインサインアップによる申込を行う者（以下、「申込者」といいます。）からの申込に関する通知を受領した時点で申込があったものとみなします。

3. 当社は、申込者が本サービスの音声通話機能付き SIM の申込を行う場合、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）の規定に基づき、申込者の本人確認を行うものとします。申込者は、申込に際して、氏名、住所、生年月日等の申込者を特定するために必要な情報が記載された確認書類（当社が別途定めるものとします。）を提示する必要があります。
4. 申込者は、本サービスの申込と同時に、当社が販売する通信端末の購入の申込をする場合、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類を提出するものとします。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、本サービスの申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。
5. 申込者は、本サービスを利用者に利用させることを希望する場合、申込の際に、利用者の生年月日を入力しなければならないものとします。
6. 本サービス契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

#### 第 17 条（申込の承諾等）

1. 当社は、申込があったときは、審査の上これを承諾するものとします。ただし、以下に定める事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
  - (2) 申込に係る本サービスの提供又は当該本サービスに係る装置の保守が著しく困難なとき
  - (3) 申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (4) 申込者が第 26 条（利用の停止）第 1 項各号の事由に該当するとき
  - (5) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約、若しくは本サービスの利用を停止されたことがあるとき
  - (6) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
  - (7) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
  - (8) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
  - (9) 前条第 3 項及び第 4 項において、本人確認ができないとき
  - (10) 前条第 5 項において、生年月日の入力がないとき
  - (11) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくはエキサイトサービスの信用を毀損する、又はエキサイトサービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - (12) その他当社が不相当と判断した場合
2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、音声通話機能付き SIM の申込



時以外でも当該申込者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。

4. 同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの回線数は5回線までとします。当該回線数の上限を超えて本サービスの利用の申込又は契約変更の申し出があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込又は申し出を承諾しないものとします。

5. 当社が申込者からの申込を承諾した場合、本約款及び申込内容に従い、本サービス契約が成立するものとします。

6. 当社は、本サービス契約の成立後、契約内容を記載した書面（電子メールを含み、以下「契約書面」といいます。）を契約者に送付します。

7. 契約者による本サービスの利用開始日は当社が別途定める日とし、当社は本サービスの利用開始日を契約書面に記載して契約者に通知するものとします。

#### 第18条（通知・連絡）

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2. 当社は、第1項の他、エキサイトサービス上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し本サービスに関する情報を通知します。

3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信又は当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点より効力を発するものとします。

4. 当社は、第1項に基づき契約者が指定したメールアドレス又は当社に届け出た住所、電話番号に対して、エキサイトサービス、本サービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メール・郵送物を送信若しくは送付又は電話にて通知することがあり、契約者は予めこれを承諾するものとします。当社は契約者に対して、これらの通知内容に応じて購入された商品又はサービスに関して何ら保証しないものとします。

#### 第19条（契約者の義務又はサービス利用の要件等）

1. 契約者及び利用者が本サービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者及び利用者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

2. 契約者は、音声通話機能付きSIMを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受け事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことが

できます。

3. MNP による転入には、以下の条件が適用されます。

(1) 転入元事業者の契約者と、本サービス契約の契約者が同一である必要があります。

(2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限は、本サービスへ申込を行う時点で 10 日以上の日数がある必要があります。

(3) 本サービス利用の申込と同時に MNP による転入の手続きを行う必要があります。

4. 契約者は、音声通話機能付き SIM によって利用可能な音声通話機能が、必ずしも携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、予め同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

5. 本サービスにおいては、第 24 条（利用の制限）及び第 26 条（利用の停止）に定めるほか、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者は予めこれに同意するものとします。

6. 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

7. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）（以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）の定めにより、利用者が 18 歳未満の未成年者である場合、契約者は、当社が提供する本サービスのオプションサービスである「i-フィルター for マルチデバイス」（青少年インターネット環境整備法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。）を別途契約しない限り、当該未成年者である利用者に、本サービスを利用させることはできません。ただし、利用者の保護者が「i-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。

## 第 20 条（初期契約解除）

1. 本サービスは、音声通話機能付き SIM に係る本サービス契約（別紙第 3 項に定めるオプションサービスに係る契約を含みます。以下、本条において同様の意味とします。）に限り電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除（以下「初期契約解除」といいます。）の対象となります。

2. 契約者は、契約書面の受領日を 1 日目として 8 日目まで、又は本サービス利用開始日を 1 日目として 8 日目までのいずれか遅く到来する日までの間に、当社所定の窓口にて所定の方法にて通知することにより、音声通話機能付き SIM に係る本サービスに係る契約を解除することができるものとします。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた本サー

ビスの月額料金、本サービスの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払いについて、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。

3. 前項の対象となる契約者（以下「初期契約解除対象契約者」といいます。）は、以下に定めるとおりとします。

（1）第17条（申込の承諾等）第5項に基づき、音声通話機能付きSIMに係る本サービスの申込をした契約者。

4. 音声通話機能付きSIMに係る本サービス契約以外の本サービス契約については、第29条（契約者の解約）に定める方法にて解約の手続きが必要となります。

## 第5章 契約事項の変更等

### 第21条（サービス内容の変更）

1. 契約者は、以下に定める事項に限り、本サービス契約の内容について変更を請求できます。

(1) 異なる料金プランへの変更（暦月単位でのみ変更を行うことができます。）

(2) 1枚コース・3枚コース間の変更

(3) 3枚コースにおけるSIMカードの数（ただし、5枚を上限とします。また、契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、該当電話番号に係る音声通話機能付きSIMの削除を請求したものとみなされます。SIMカードを追加する場合、契約内容の変更にかかる事務が発生するたびに、別紙（料金表）で定めるSIM追加手数料及びSIMカード発行手数料が発生します。）

(4) SIMカードのサイズ変更（SIMカード1枚ごとに、別紙（料金表）で定めるSIMサイズ変更手数料及びSIMカード発行手数料が発生します。）

(5) SIMカードの機能変更（SIMカード1枚ごとに、別紙（料金表）で定めるSIM機能変更（交換）の手数料及びSIMカード発行手数料が発生します。）

2. 第16条（申込）第1項及び第17条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

### 第22条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、利用者の生年月日、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

#### 第 23 条 (契約上の地位の相続)

1. 契約者である個人が死亡したときは、当該個人（以下、「元契約者」といいます。）にかかる本サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約にかかる本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
2. 第 18 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

### 第 6 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

#### 第 24 条 (利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
2. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは携帯電話事業者又は協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限又は停止することがあります。
3. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
4. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

#### 第 25 条 (利用の中断)

1. 当社は、以下に定める事由があるときは、何らの責任を負うことなく、本サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 当社又は IIJ 若しくはドコモの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
  - (2) 当社又は IIJ 若しくはドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

- (3) IIJ 又はドコモが自らのサービスを中断又は一時停止したとき
  - (4) 当社の業務上やむを得ない事由が生じたとき
  - (5) その他当社が必要と判断したとき
2. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の中断について、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部の返金を行いません。

#### 第 26 条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が以下に定める事由に該当するときは、本サービスについてその全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 本サービスの料金その他債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
- (4) 当社に登録している契約者情報（利用者の生年月日も含み、以下同様とする。）その他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続きを怠ったとき
- (5) 当社に登録している契約者情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき
- (6) 本サービスを違法な態様又は公序良俗に反する態様で利用したとき
- (7) 当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
- (8) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
- (9) 第 17 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (10) 契約者に対する破産の申立があった場合又は、契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたとき若しくは補助開始の審判を受けたとき
- (11) 当社が送付した SIM カードを受領しないとき
- (12) 契約者と連絡がとれなくなったとき
- (13) 前各号に定めるほか、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に代えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置をとることを妨げるものではないものとします。

4. 当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該

要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用にかかる行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

5. 契約者が、複数の本サービス契約を締結している場合において、当該契約者のうちいずれかについて第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての本サービス契約において本サービスの提供を停止することができるものとします。

6. 本条に基づく、本サービスの利用の停止があっても、本サービスの料金は発生します。

7. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の停止について、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部の返金を行いません。

#### 第27条（サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部をいつでも変更、追加又は廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項による本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

3. 当社は、本サービスの全部又は重要な一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止前に相当の期間を設けてその旨を通知します。

4. 本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスにかかる契約が解約されたものとします。

## 第7章 契約の解約

#### 第28条（当社の解約）

1. 当社は、以下に定める事由があるときは、本サービス契約を解約することがあります。

(1) 第26条（利用の停止）第1項の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき（ただし、当該停止が同条第1項第2号の事由による場合は、当該本サービス契約を直ちに解約することがあります。）

(2) 第26条（利用の停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合、当社が指定する日をもって、本サービス契約を解約することができるものとします。

#### 第 29 条 (契約者の解約)

1. 契約者は、当社に対し、当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下、「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、本サービス契約の解約申込をすることができます。ただし、第 11 条（最低利用期間）の適用がある場合については同条の定めに従うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、課金開始日前に解約申込をすることはできないものとします。
3. 当社は、契約者の本サービス契約の解約申込を毎月月初から当該暦月末の前々日まで受付するものとし、当該解約は、解約申込受領月の翌月からその効力を生じるものとします。
4. 契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、本サービスの解約を通知したものとみなされます。
5. 契約者が本サービス契約の解約申込をした場合、当社は、既に受領した本サービスの料金の返金を行いません。
6. 契約者が本サービス契約の解約申込をした場合、契約者は、第 8 章の規定に従い、解約の時点において発生している本サービスの料金、その他の本サービス契約上の債務の支払いを行うものとします。

#### 第 30 条 (SIM カードの返却)

契約者は、第 29 条 (契約者の解約) の規定に基づき本サービス契約の解約申込をした場合、又は SIM カードの交換等をした場合、初期契約解除による解約をした場合は、速やかに当社より貸与している SIM カードを当社指定の以下の返送先住所へ送料自己負担にて返却するものとします。

<返送先住所>

〒143-0006

東京都大田区平和島 3-6-1

東京団地倉庫 A-2 棟 住友倉庫内

エキサイトカスタマーサービスセンター

TEL : 0570-783-812

## 第 8 章 料金等

#### 第 31 条 (契約者の支払義務)

1. 本サービスの料金は、本サービスに係る初期費用、月額料金、通話料、SMS 送信料、追加容量チャージ料、ユニバーサルサービス料金、手続きに関する料金及びその他当社が定める費用とします。
2. 本サービスの料金の額は、別紙の料金表で定めるものとします。
3. 契約者は、当社に対し、本サービスの料金を支払う義務を負うものとします。
4. 月額料金は、課金開始日から本サービス契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日まで発生します。この場合、第 26 条（利用の停止）の規定により本サービスの提供について停止があった場合であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
5. SIM 追加手数料、SIM 再発行手数料、SIM サイズ変更手数料、SIM 機能変更（交換）手数料、SIM カード発行手数料は、当社が契約者より本サービスの利用のための SIM カードの貸与若しくは交換の申込を受領した場合、又は、SIM カードの盗難、紛失、故障若しくは破損等の場合等、理由の如何を問わず、これらの手続きが必要な場合に都度発生するものとします。
6. 月額料金は、課金開始日が属する暦月から満額で発生するものとし、日割り計算は行わないものとします。
7. 追加容量チャージは、当社が契約者より購入申込を受領した都度発生するものとします。

#### 第 32 条（料金等の請求方法）

1. 当社は、契約者に対し、毎月月額料金及び本約款に基づき発生する料金を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書並びに領収書を一切発行しないものとします。

#### 第 33 条（料金等の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの料金を、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。
2. 当社は、本約款に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税等相当額を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 契約者とクレジットカード会社との間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスの料金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。
  - (1) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は契約者の当該債権と本サービスの料金、その他の本サービス契約上の契約者の債務とを相殺することができること。
  - (2) クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の料金が合算して請求される場合があること。



#### 第 34 条 (料金の調定)

本サービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解約された場合（第 27 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 4 項の規定により解約された場合を除きます。）における本サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する本サービスの料金の額とします。

#### 第 35 条 (利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上、当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、当該状態が継続した時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

#### 第 36 条 (割増金)

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対し、その免れた金額の 2 倍に相当する金額を支払うものとします。

#### 第 37 条 (遅延損害金)

1. 契約者は、本サービスの料金その他の本サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第 38 条 (割増金等の支払方法)

第 33 条 (料金等の支払方法) の規定は、第 36 条 (割増金) 及び前条 (遅延損害金) の場合について準用します。

#### 第 39 条 (消費税等)

契約者が当社に対し本サービスの料金その他の本サービス契約上の債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含む。）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社

に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税等相当額を併せて支払うものとします。なお、消費税等相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第40条（債権の譲渡）

1. 当社は、本約款、本サービス契約又は本サービスに基づき生じたすべての債権について、当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」といいます。）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求及び回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号並びに債権の請求及び回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第1項の場合において、当社及び債権譲渡先は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

## 第9章 雑則

#### 第41条（第三者の責による利用不能）

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額から当該損害賠償を請求するために要した費用を控除した金額（以下、「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、全ての契約者の損害の額を合計した額（以下、「総損害額」といいます。）が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を総損害額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

#### 第42条（保証及び責任の限定）

1. 本サービスは、携帯電話事業者が提供する携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合又はその他携帯電話事業者の定めに基づく場合において、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
3. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
4. 当社は、契約者が本サービスとともに他社サービス及び他社アプリケーションソフトウェアを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき一切の責任を負いません。

#### 第 43 条（個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者及び利用者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（プライバシーポリシーに関しましてはこちらをご参照ください。<https://info.excite.co.jp/top/protection/privacy.html>）に従って取り扱い、エキサイトサービス又は本サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、契約者が開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、自らの個人情報を本サービスを利用して公開するときは、第 13 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
3. 当社は、個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、新規エキサイトサービス及び本サービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
4. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

#### 第 44 条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るよう努めるものとします。
2. 当社は、契約者の本サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規エキサイトサービス及び本サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

#### 第 45 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一

審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 46 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

#### 第 47 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

2016 年 6 月 20 日 制定

2016 年 7 月 5 日 一部改定

2016 年 8 月 22 日 一部改定

2017 年 8 月 1 日 一部改定

2017 年 10 月 1 日 一部改定

2018 年 2 月 1 日 一部改定

2018 年 10 月 1 日 一部改定

## 別紙（料金表）

### 1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

### 2. 料金額

#### ■2-1. 初期費用（一時金）

新規契約手数料	3,000 円／申込
SIM カード発行手数料	394 円／枚

#### ■2-2. その他の一時金

SIM 追加手数料	3,000 円／SIM 追加事務
SIM 再発行手数料	3,000 円／枚
SIM サイズ変更手数料	3,000 円／枚
SIM 機能変更（交換）手数料	3,000 円／枚
MNP 転出手数料	3,000 円／電話番号
解約事務手数料※1	9,500 円／電話番号
SIM カード発行手数料※2	394 円／枚

※1 音声通話機能付き SIM の最低利用期間内（課金開始日の翌月から 12 ヶ月以内）に解除した場合にのみ発生します。

※2 SIM カードの追加、再発行、サイズ変更及び機能変更（交換）の手続きの都度、当該手続きの対象となる SIM カード 1 枚毎に発生します。

#### ■2-3. 月額料金

(1) 最適料金プラン 月額料金（1 契約あたり・データ通信専用 SIM の場合）

高速データ通信容量	1 枚コース	3 枚コース
低速データ通信のみ	500 円	—
100MB まで	—	1,050 円
500MB まで	630 円	1,100 円
1GB まで	660 円	1,180 円
2GB まで	770 円	1,340 円
3GB まで	880 円	1,550 円
4GB まで	1,150 円	1,780 円
5GB まで	1,450 円	1,890 円

6GB まで	1,600 円	1,950 円
7GB まで	1,900 円	2,100 円
8GB まで	2,120 円	2,190 円
9GB まで	2,200 円	2,380 円
10GB まで	2,380 円	2,540 円
11GB まで	—	2,830 円
12GB まで	—	3,100 円
13GB まで	—	3,450 円
14GB まで	—	3,790 円
15GB まで	—	3,980 円

※最適料金プランは1ヶ月あたりの高速データ通信の使用量に応じて月額料金が毎月変動するプランです。3枚コースの場合は、ご利用のSIMカードすべてのデータ通信量の合算値に応じて月額料金が決まります。

※1ヶ月あたりの高速データ通信量の上限（1枚コースは上限10GB、3枚コースは上限15GBとなります。）を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大200kbps）になります。低速データ通信の3日あたりの通信量が366MBを超えた場合、当該SIMを使った通信の速度を制限する場合があります。

※契約者1人あたりの一度に利用できるSIMカードの上限枚数は、1枚コースの場合は1枚、3枚コースの場合は5枚までです。3枚コースの場合、4枚目の利用からは追加SIMの申込みが必要です。追加SIMを申込み場合は別途以下の「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。

※SMS機能、音声通話機能をご希望される場合は別途「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。

※ユニバーサル料は各プランの月額料金に含まれています。

## (2) 定額プラン 月額料金（1契約あたり・データ通信専用SIMの場合）

高速データ通信容量	1枚コース	3枚コース
0MB（追加SIMの申込不可※1）	650 円	1,100 円
1GB（追加SIMの申込不可※1）	670 円	1,260 円
2GB（追加SIMの申込不可※1）	770 円	1,450 円
3GB（追加SIMの申込不可※1）	900 円	1,680 円
4GB	1,170 円	1,980 円
9GB	2,250 円	2,460 円
20GB	3,980 円	4,480 円
30GB	5,980 円	6,580 円

40GB	7,980 円	8,580 円
50GB	10,180 円	10,680 円

※1 4 枚目以降の追加 SIM の申込は 4GB 以上からとなります。

※定額プランは 1 ヶ月あたりに使用可能な高速データ通信量を予め選択することで、月額料金が毎月定額となるプランです。3 枚コースの場合は、全ての SIM カードに高速データ通信量が割り振られるのではなく、全ての SIM カードで上表に記載の高速データ通信容量を分け合います。

※契約者 1 人あたりの一度に利用できる SIM カードの上限枚数は、1 枚コースの場合は 1 枚、3 枚コースの場合は 5 枚までです。3 枚コースの場合、4 枚目の利用からは追加 SIM の申込みが必要です。追加 SIM を申込み場合は別途「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。

※1 ヶ月あたりの高速データ通信量の上限を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大 200kbps）になります。低速データ通信の 3 日あたりの通信量が 366MB を超えた場合、当該 SIM を使った通信の速度を制限する場合があります。

※SMS 機能、音声通話機能を申込み場合は別途「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。

※ユニバーサル料は各プランの月額料金に含まれています。

### 3. オプションサービス 月額料金

音声通話機能※1	月額 700 円/枚
留守番電話※2	月額 350 円/枚
割り込み着信※3	月額 250 円/枚
SMS 機能	月額 140 円/枚
追加 SIM	月額 390 円/枚
追加容量チャージ（繰越し無し）	1 回 580 円/GB

※1 音声通話機能付き SIM には課金開始日の翌月から 12 カ月間の最低利用期間があります。

※2 留守番電話は音声通話機能付き SIM を申込んだ場合のみ利用可能です。

※3 割り込み着信は音声通話機能付き SIM を申込んだ場合のみ利用可能です。

### 4. 通話料/SMS 利用料

通話料※1※2※5※6	20 円/30 秒
SMS 送信料（国内）※3※4※5※6	3～30 円/通
SMS 送信料（国際）※3※4※5※6	50～500 円/通
SMS 受信料※4	無料

※1 国際通話利用の場合には、別途、国際通話料金が発生します。

※2 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、別途料金が発生します。

- ※3 SMS の 1 通あたりの送信料は送信文字数に応じて変わります。
- ※4 SMS 機能付き SIM の場合、海外で送受信することはできません。  
音声通話機能付き SIM の場合、海外ローミング対応地域に限り、海外で送受信することができます。
- ※5 SMS 機能は、月額料金の課金開始日よりも前に利用可能な場合があります。利用が確認された場合は、月額料金の課金開始日前であっても、当該利用に係る SMS 利用料が発生します。
- ※6 音声通話機能及び SMS 機能は、解約後も利用可能な場合があります。利用が確認された場合は、解約日にかかわらず、当該利用に係る通話料及び SMS 利用料が発生します。